

## 玉村町都市計画マスタープラン庁内検討会設置要綱

平成22年9月27日副町長決裁

平成23年4月1日副町長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づく都市計画に関する基本的な方針（以下「都市計画マスタープラン」という。）を検討するため、庁内に都市計画マスタープラン庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置し、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討会の所掌事務は、都市計画マスタープランの原案の策定及び庁内調整とし、玉村町都市計画マスタープラン策定委員会へ上程するものとする。

(組織及び構成)

第3条 検討会は、別表に掲げる会長、副会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、都市計画マスタープランの改定が完了する日までとする。

(会議)

第5条 検討会の会議は、会長が招集し、議長となる。

(意見の聴取)

第6条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(作業部会)

第6条 検討会に専門的な事項を調査及び研究するため、作業部会を置く。

2 作業部会は、委員の属する課にある者及び会長が特に必要と認める職員をもって組織する。

(庶務)

第7条 検討会及び作業部会の庶務は、都市建設課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。また作業部会の運営に関し必要な事項は、都市建設課長が定める。

附 則

この要綱は、副町長決裁の日から施行する。

別表(第3条関係)

玉村町都市計画マスタープラン庁内検討会

会長	副町長		経済産業課長
	総務課長	副会長	都市建設課長
	経営企画課		上下水道課長
	税務課長		会計課長
	健康福祉課長		議会事務局長
	こども育成課長		学校教育課長
	住民課長		生涯学習課長
	生活環境安全課長		